

東京都入札監視委員会第2回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	平成30年2月16日(金) 都庁第二本庁舎31階特別会議室22	
委員	日本大学総合科学研究所教授 有川博 (部会長) (元)会計検査院官房審議官 飯塚正史 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科准教授 小池孝子 弁護士 志賀こず江 計4名(敬称略)	
審議対象期間	平成28年9月1日～平成29年3月31日	
抽出案件計	5件	(備考)
一般競争	1件	
指名競争	3件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<議案1>(高額・低入札価格調査事案) 環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事[一般競争入札]	
	Q 設計流量75mm/hと、局地的集中豪雨流量100mmとの関係は。	A 河川流域全体への降雨による場合を想定したものが75mm/h。局所のかつ短時間であれば100mm/hの降雨にも対応できるということ。
	Q 増額変更している理由は。	A 労務単価改正による増額変更。
	Q 低入札価格調査報告書で「監督体制を強化」とあるが、具体的内容と、業務コストについてはどう考えるか。	A この事案については、専属3名の体制で監督しており、4月からさらに1名増員予定。膨大な量の貯水施設であり完成後の効果が非常に大きいため、工期内で確実に終わらせることを重視している。
	Q 価格点算定式係数 α の決定経緯、技術点採点の経緯は。	A 総合評価実施要綱等により、技術提案の寄与度や意欲を高めることを考慮し、 α の数値を局で採用した。また、技術提案採点案を技術審査委員会にて、委員に審査いただいた。
	Q 技術点採点者は、事前に価格点(入札金額)が分かるのか。価格点を事前に知ったうえで、技術点採点時に恣意的操作が加えられる可能性はないのか。	A 入札参加者に対しては、入札金額に関して事前の提出は求めておらず、入札参加者がシステムに入力した金額が、工事内訳書の額も含めて、開札時に初めてわかる仕組みとなっている。このため、価格点が技術点の採点に影響を与えることはない。
	意見：技術提案型の事案は少ないので、採点の経緯等について、学識経験者の意見等も含めて、後日個別に補足説明が欲しい。	
附帯事項：今後、技術提案型総合評価の事案は、以下の資料を添付。 ① 価格点算定式の決定経緯、検証内容 ② 技術点採点の方法と決定経緯 ③ 学識経験者の意見等		

<p><議案2> (社会的注目事案) 路面補修工事(28三の20)及び歩道段差改良工事(28三-2) [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 発注予定表の備考に「施工困難」とあるが、具体的な内容は参加希望者に対して明示されているのか。</p>	<p>A 「施工(場所)が点在する工事」と希望申請要件欄に記載し、明示している。</p>
<p>意見：しっかり積算を行っているか、落札しなかった事業者の入札の内訳を確認しておいていただきたい。</p>	
<p>意見：今後、総合評価事案の資料には、要綱等を添付いただきたい。</p>	
<p><議案3> (高落札率事案) 街路築造工事及び電線共同溝設置工事 その3 (28六-補73赤羽西) [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 辞退者が多く、2回不調で3回目に1者のみ100%で入札。原因分析は。また、3回目は予定価格が上がっているが、なぜか。</p>	<p>A 当時の入札制度では、予定価格を事前公表していたため100%で入札することは可能。駅近くの厳しい施工環境で不調が続いたため、3回目の入札では施工性を向上させるために2次製品の使用や施工方法の変更等を行った。予定価格は上がったが、その工夫が落札に繋がったと考えている。</p>
<p>Q 希望して指名されたが辞退した場合は、辞退理由を答える義務があると思うが。</p>	<p>A 不調の場合は、基本的に辞退理由を聞いている。希望したものの、結局、技術者不足で辞退という状況が多い。</p>
<p>意見：辞退理由と、再発注した際の変更内容・金額・経緯について、後日個別に補足説明が欲しい。</p>	
<p>附帯事項：今後は可能な限り以下の資料を添付。 ① 不調や、辞退者が多い場合は、希望して辞退したことについての辞退理由 ② 再発注の際の変更内容、金額、経緯が分かる資料</p>	
<p><議案4> (1者入札事案) 井の頭恩賜公園西園園地整備工事 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q ほぼ辞退で不参が1者。辞退と不参の違いは。</p>	<p>A 入札に参加せず、辞退届を提出した場合は辞退。提出無ければ不参。</p>
<p>Q 多数の希望者から指名10者に絞っているが、どのように選んだのか。</p>	<p>A 指名基準に基づき、優秀な成績での優先指名権を持っている者、次に、契約実績のあるものの中から成績で選んでいる。</p>
<p>Q 辞退の際に辞退理由の記載を必須としていない理由は。</p>	<p>A 受発注者は双方対等であり、入札参加心得により、入札書提出までは理由の如</p>

		何を問わず辞退可能としている。そのため、辞退理由の記載も強制せず任意としている。		
	附帯事項： ①議案3の附帯事項①と同じ ②1者入札になった案件で指名時に希望者を絞っている場合、できるだけ辞退者にヒアリング等を行い、資料として添付してもらいたい			
	<議案5> (同一事業者長期的継続受注事案) 芝浦水再生センターほか1か所監視制御設備改良工事 [随意契約]			
	Q 随意契約の理由として、メーカーをまたいだ契約が出来ないということか。	A その通り。ハード、ソフトウェアともに製造メーカー独自の技術で設計、製造されており、代替がきかないため。		
	Q 最初の本体導入時には、どのように発注したのか。	A 競争入札により発注している。		
	Q 随意契約が続くのであれば、最初の本体導入時に今後の工事費用を含めてはしないのか。	A どの機器をいつ頃どのように更新するかは、本体導入時点では機器の劣化状況等が分からず決められないため、反映できない。		
	附帯事項： ①随意契約理由の表記は、より適切な説明内容にすべき ②随意契約が続くのであれば、可能な限り価格を検証してもらいたい			
委員会による報告又は意見の具申	議案1から議案5について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。 なお、議案1, 3, 4, 5については附帯事項あり。			
談合情報案件	項目	工 事	物品・業務	件数計
	談 合 情 報	0 件	1 件	1 件
	うち検討結果疑義	0 件	0 件	0 件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回 答	
	<議案6>			
	Q 事情聴取とは何を行ったのか。	A 1者ずつ呼び出して、事実確認を行った。		
	意見：今回の様な事案で競争方式を採用する場合は、指名の工夫や競争環境の整備等、新規参入者が参加できる方法を考えるべき			
委員会による報告又は意見の具申	公正取引委員会への情報提供も行われており、談合情報処理はルールどおりに行われている。			